○国土交通省令第四十三号

港湾法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十五号）の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条の三第一項及び第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第四十九条第一項、第四十九条の二第二項、第五十条の十八第一項及び第六項第二号（同法第五十条の十九第四項において準用する場合を含む。）、第五十条の十九第一項及び第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）、第五十条の二十一並びに第五十五条の三の三第二項の規定に基づき、港湾法施行規則及び地方整備局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月七日

国土交通大臣　石井　啓一

港湾法施行規則及び地方整備局組織規則の一部を改正する省令

（港湾法施行規則の一部改正）

第一条　港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第二条の三第一項の国土交通省令で定める規模その他の要件） **第一条の六**　法第二条の三第一項の国土交通省令で定める規模その他の要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。 一　総トン数五万トンの旅客船を係留することができる係留施設が確保されること。 二　旅客の利便の増進を図るための旅客施設及びこれに附帯する駐車場が確保されること。 （法第二条の三第一項の国土交通省令で定める事情） **第一条の七**　法第二条の三第一項の国土交通省令で定める事情は、次に掲げるものとする。 一　当該港湾における国際旅客船の乗降旅客数の将来の見通しその他の事情に照らし、当該港湾が国際旅客船の寄港の拠点を形成するにふさわしいものであること。 二　当該国際旅客船取扱埠頭を中核として国際旅客船の寄港の拠点を形成するため、港湾管理者及び国際旅客船の運航を行う事業者の連携が確保されること。 三　国際旅客船の受入れの円滑な促進を図るため、関係する地方公共団体その他の地域の関係者の協力が得られると見込まれること。 四　国際旅客船を受け入れることにより、地域経済の発展に相当程度寄与すると見込まれること。 （国際旅客船拠点形成港湾の指定の公示） **第一条の八**　法第二条の三第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定の公示は、官報に掲載して行うものとする。 （港湾計画の軽易な変更） **第一条の九**　法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第六号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。 一　第十五条の十八第一項から第三項までに掲げる施設（規模又は配置の変更により当該施設となるものを含む。）に関する事項の追加、削除又は当該施設の規模若しくは配置に関する事項の変更 二　第十五条の十八第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設の用に供する荷さばき施設及び保管施設の敷地の面積が三ヘクタール以上増減することとなる規模に関する事項の変更及び当該係留施設の用に供する主要な荷役機械に関する事項の追加、削除又は主要な荷役機械の種類若しくは配置に関する事項の変更	（新設） （新設） （新設） （港湾計画の軽易な変更） **第一条の六**　法第三条の三第四項の国土交通省令で定める軽易な変更は、当該港湾計画についての港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号。以下「令」という。）第一条の四第三号から第六号までに掲げる事項のうち次に掲げるもの以外のものに係る変更とする。 一　第十五条の十三第一項から第三項までに掲げる施設（規模又は配置の変更により当該施設となるものを含む。）に関する事項の追加、削除又は当該施設の規模若しくは配置に関する事項の変更 二　第十五条の十三第一項及び第二項第三号に掲げる係留施設の用に供する荷さばき施設及び保管施設の敷地の面積が三ヘクタール以上増減することとなる規模に関する事項の変更及び当該係留施設の用に供する主要な荷役機械に関する事項の追加、削除又は主要な荷役機械の種類若しくは配置に関する事項の変更